3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百六十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾松田字川瀬四一の一、四一の四、四四の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百六十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市高鷲町大鷲字岩高二七九二、二七九三の一、二七九三の二、二七九四の一から二七九四の三まで、二七九五から二七九八まで、二八〇〇の一、二八〇〇の二、二八〇一、二八〇二、二八〇三の一、二八〇三の三、二八〇四、二八〇五の一、二八〇五の二、二八〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百六十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾水鳥字釜ケ谷六九七の三一、字手寺七〇三の一から七〇三の二九まで、七〇三の三六、七〇三の三八から七〇三の四〇まで、字魚金七〇四の一、七〇四の二、七〇四の八、七〇四の九、七〇四の一八、七〇四の二三から七〇四の二五まで、七〇四の二七、七〇四の三一から七〇四の四三まで、七〇四の四六、七〇四の四八から七〇四の五一まで、七〇四の五四から七〇四の五六まで、七〇四の五九、七〇四の六〇、七〇四の六二、七〇四の八四から七〇四の八九まで、七〇四の九四から七〇四の一〇三まで、七〇四の一〇五、七〇四の一〇七、七〇四の一〇八、七〇四の一一二から七〇四の一二〇まで、七〇四の一三二から七〇四の一三四まで、七〇四の一三六、七〇四の一三九から七〇四の一四二まで、七〇四の一四八、七〇四の一五一、七〇四の一五二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百六十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町小縄字奴多一七九、一八一、一八二、一八六、一八九、一九一、一九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奴多一七九・一八一・一八九・一九一・一九四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百七十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県大月市初狩町下初狩字茅所乙二四〇一から乙二四〇三まで、丙二四〇一、丙二四〇六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字茅所乙二四〇一から乙二四〇三まで・丙二四〇一・丙二四〇六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百七十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市上野原字下石原二五四八の一、二五四九の一、二五五二の四、字内城一九五〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）